

新入社員・若手社員の必須研修!

フルハーネス型墜落制止用器具を用いて行う作業に係る特別教育科

労働安全衛生法により、
高さが2 m以上の箇所であって作業床を設けることが困難な
ところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のもの
を用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）
を行う労働者は、特別教育（学科 4.5 時間、実技 1.5 時間）を
受講する必要があります。
当協会では、以下の日程で当該特別教育を実施いたします。
是非受講ください。



日程

令和6年10月30日(水) 9:00~16:30

会場

新居浜市ものづくり産業振興センター
新居浜市阿島一丁目5番50号

受講料

17,050円 (協会社員企業の方)
21,450円 (協会社員企業以外の方) (税込、テキスト代も含まれます)

定員

20名

申込方法

添付の「受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局までお申し込みください。申込受付後、受付完了の連絡を電話などでお知らせいたします。講習前1週間前後に「受講確認連絡票」を送付いたします。

※当協会の研修は、新居浜市の「人材養成補助事業」、西条市の「人材養成補助事業」の対象です（補助の詳細は、各市にお問合せください。）

応募締切

令和6年10月11日(金曜日) 必着

主催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関

一般社団法人 新居浜ものづくり人材育成協会

〒792-0896 新居浜市阿島一丁目5番50号

TEL: 0897-47-5601 FAX: 0897-47-5602

E-Mail: info@niihamagenki.jp URL: <https://niihamagenki.jp>

